



鳥取県公報

令和6年3月22日（金）
第9581号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正 (134) (水産振興課) 2 基本測量の実施 (135) (県土総務課) 3 公共測量の終了 (2件) (136・137) (〃) 3 県道の区域の変更 (138) (道路企画課) 4 開発行為に関する工事の完了 (139) (八頭県土整備事務所) 4 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (140) (西部総合事務所県民福祉局) 4 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (141) (〃) 4 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (142) (〃) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (鳥取湖陵高等学校) 5

告 示

鳥取県告示第134号

令和5年鳥取県告示第586号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和6年4月1日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和6年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
加入区の名称	区域	区分	加入区の名称	区域	区分
略			略		
鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合のうち旧境港市漁業協同組合の区域	1 沖合底びき網漁業	鳥取境港加入区	鳥取県漁業協同組合のうち旧境港市漁業協同組合の区域	1 中型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の合計総トン数が20トン以上100トン未満であるものをいう。以下同じ。）
		2 略			2 略
		3 略			3 鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。）
		4 鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。）			3 鳥取県漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業（釣りによっていかを捕ることを目的とする漁業であって使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。）

		及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。）			及び機船船びき網漁業（船びき網を使用して行う漁業であって使用する漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。以下同じ。） 4 境港沖合いか釣漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣り漁業
		略			略

鳥取県告示第135号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第136号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業地域 日野郡日南町及び日野町
- 3 終了年月日 令和6年2月29日

鳥取県告示第137号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、路線測量及び用地測量）
- 2 作業地域 西伯郡大山町
- 3 終了年月日 令和6年3月7日

鳥取県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和6年3月22日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
大坪隼停車場線	変更前	八頭郡八頭町見槻中字立縄176-4地先から同字178-3地先まで	10.3~21.3	32.0
	変更後	八頭郡八頭町市谷字天神梅24-3地先から同町見槻中字立縄178-3地先まで	7.6~32.0	1,142.0

鳥取県告示第139号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年3月22日

鳥取県八頭県土整備事務所長 福 本 浩 二

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和5年8月28日 鳥取県指令第202300138569号
令和6年2月29日 鳥取県指令第202300291150号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡八頭町奥谷字上紅梅及び字大敷
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岡山県倉敷市西中新田297-1
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司

鳥取県告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 菅村内科医院	医療法人社団 菅村内科医院	米子市東福原 一丁目4-60	令和6年3月12日	令和5年6月30日	訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導

鳥取県告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人社団 菅村内科医院	医療法人社団 菅村内科医院	米子市東福原 一丁目4-60	令和6年3月12日	令和5年6月30日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月22日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人希望の星	米子市皆生新田二丁目5	希望の星	米子市皆生新田二丁目5	短期入所	令和6年3月31日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年3月22日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 若 林 安 徳

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立鳥取湖陵高等学校NCフライス盤装置賃貸借 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 令和6年2月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ソルコム鳥取支店
鳥取市岩吉166-2
- 5 落札金額 40,101,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 令和6年1月16日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立鳥取湖陵高等学校
鳥取市湖山町北三丁目250